

1 基本指数

項目	保護者の状況（保育にあたれない理由）			基本指数	
	類型	細	目		
1	就労	居宅外就労及び 自営の中心者	おおむね週5日以上の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16
			おおむね週4日以上の就労	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16
				月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15
				月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14
			おおむね週3日以上の就労	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16
				月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	15
		月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態		14	
		月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態		13	
		月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態		12	
		その他の就労	上記に当てはまらない1ヶ月48時間を超える就労及び就労実績3ヵ月未満	11	
		自営の協力者	おおむね週5日以上の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	19
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15
			おおむね週4日以上の就労	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	16
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	15
月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14				
月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	13				
おおむね週3日以上の就労	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態		15		
	月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態		14		
	月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13			
	月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	12			
	月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	11			
その他の就労	上記に当てはまらない1ヶ月48時間を超える就労及び就労実績3ヵ月未満	10			
内職	内職を常態(出来高など実績のわかるものを提出)	8			
2	出産	出産(出産日から起算して8週間を経過する月の月末まで適用)	8		
3	保護者の疾病、障害	身体障害者	身体障害者手帳1級～4級	20～14	
		知的障害者	愛の手帳1度～2度	20～14	
		入院	2ヶ月を超える長期入院(または2ヶ月間の一時保育利用後)	20～16	
			おおむね1ヶ月から2ヶ月までの一時的な入院	18～14	
		疾病	常時臥床(昼間の大半を病床で過ごしている状態)	18	
精神性・感染性・一般療養	18～14				
4	看護介護	病院等付添	病院等付添(週4日以上)	16	
			病院等付添(週4日未満)	14	
		寝たきり高齢者 または重度心身 障害者等の介護	要介護5～3の高齢者を在宅介護している場合	20～16	
			要介護2～1の高齢者を在宅介護している場合	14～10	
			身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の者を在宅介護している場合	20～16	
			身体障害者手帳3級～または愛の手帳3～4度の者を在宅介護している場合	14～10	
		自宅療養者の看護等	上記以外の要件で、看護等が必要と台東区が認める場合	10	
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たる場合	20		
6	求職活動	就労内定	保育実施予定日から就労開始予定(要勤務内定証明書等提出)	7	
		求職活動	求職活動・または起業準備のため外出を予定	6	
7	就学	就学・ 技能習得	通学の場合(指数は項目1-を準用し4減じる。) 在宅の場合(指数は項目1-を準用し4減じる。)	16～8 15～7	
		8	特例	上記のほか、明らかに保育が必要と台東区が認める場合(指数は審査会議において決定)	

(注1)基本指数の算定は保護者が2人のときは指数を合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に20を加えます。

(注2)就労時間には、昼休み時間を含みます。

(注3)「自営の中心者」とは経営者及び経営者以外で就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)を支給されている者をいいます。

(注4)「自営の協力者」とは上記注3にあてはまらない自営業従事者をいいます。

(注5)「感染性・疾病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2が適用されている者又は同条に該当する病状にある者若しくは児童に感染させる恐れのある者がいる場合をいいます。

(注6)「一般療養」とは、少なくとも週1回以上の通院を必要とする病状にあって、医師から安静又はこれに近い療養を指示されている状態をいいます。

(注7)「病院等付添」とは、自宅や病院等で看護に従事する者又は身体障害児の通学等に月12日以上付添をする場合をいいます。

(注8)「自宅療養」とは自宅における軽度病人の看護等をいいます。

(注9)「就学・技能習得」とは学生として学ぶことにより就業につながる技能を習得できる講義を受講していることをいいます。

(注10)提出書類等に整合性のない場合は、減点となる場合があります。